

## 伏見区深草地域マスコットキャラクター『深草うずらの「吉兆くん」』 使用基準

伏見区深草地域マスコットキャラクター『深草うずらの「吉兆くん」』の使用基準については、次のとおりとする。

- 1 伏見区深草地域マスコットキャラクター『深草うずらの「吉兆くん」』は、営利、非営利を問わず使用できるものとし、手順を次のとおりとする。
  - (1) 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的として意匠を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式1）及び使用イメージが分かるものを深草担当区長に提出し、承認を得なければならない。
  - (2) 深草担当区長は（1）の規定により提出のあった使用承認申請書（様式1）を審査のうえ、適当であると認められるときは、これを承認し、使用承認通知書（様式2）を交付するものとする。
  - (3)（2）の規定により意匠の使用承認を得た使用者は、使用前に当該使用に係る物件の完成見本を提出することとする。ただし、物件の提出が困難である場合は、写真等内容を確認することができるものの提出をもって代えることができるものとする。
  - (4) 名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等、非営利目的として意匠を使用する場合は申請を要しない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しない。
  - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
  - (2) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
  - (3) 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れのある場合
  - (4) 深草地域及び『深草うずらの「吉兆くん」』のイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認めるとき。
  - (5) 社会通念上承認することが不適當である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
  - (6) その他、深草担当区長が承認すべきでない判断した場合
- 3 使用できるデザイン及びその名称は、別紙のとおりとする。
- 4 使用条件は次のとおりとする。
  - (1) デザイン、色、名称等の変更は原則として認めない。変更して使用する場合は、事前に協議すること。
  - (2) 完成品の提出を求められた場合、応じること。
  - (3) その他、特に付した条件に従って使用すること。

- 5 1～4に定める事項に違反したと認められるとき又は申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けたときは、その使用の差止めの請求その他の必要な措置を講じるものとする。この場合において当該使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。
- 6 この使用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この使用基準は平成30年4月2日から施行する。

この使用基準は令和3年8月6日から施行する。

## 1 デザイン



基本デザイン



ウインク



笑顔

そのほか、伏見区役所深草支所の『深草うずらの「吉兆(きっちょう)くん」』のHPに載っているイラストはすべて使用可能です。

## 2 使用時の名称等の付記

深草地域マスコットキャラクターのデザインを使用する場合は、以下の名称等の付記をしてください。

- (1) 伏見区深草地域マスコットキャラクター  
深草うずらの「<sup>きっちょう</sup>吉兆くん」
- (2) 深草地域マスコットキャラクター  
深草うずらの「<sup>きっちょう</sup>吉兆くん」
- (3) 深草マスコットキャラ  
「<sup>きっちょう</sup>吉兆くん」
- (4) <sup>きっちょう</sup>吉兆くん©深草支所

### 【留意点】

基本的には、(1) 又は (2) を使用してください(伏見区外にお住まいの方が目にされる可能性がある場合は、できるだけ(1)を)。ただし、スペースが狭い場合等は(3) 又は (4) でも構いません。

ふりがなについては、字が小さくなるため判読が困難な場合を除き、入れてください。対象が児童等の場合は、「吉兆」の平仮名表記も可能です。

## 3 使用例



伏見区深草地域マスコットキャラクター  
<sup>きっちょう</sup>深草うずらの「吉兆くん」



<sup>きっちょう</sup>吉兆くん©深草支所